

西脇市立西脇小学校いじめ防止基本方針

西脇市立西脇小学校

1. 学校の方針

本校は、「夢をもち夢に向かうにむきの子の育成」を学校教育目標として掲げ、「にっこり笑顔」(良好な人間関係が築ける子)「しっかり集中」(一生懸命学ぶ子)「わくわく探究」(主体的に学ぶ子)「きらきら感動」(心豊かに表現する子)する子どもの育成を目指している。地域や家庭と協働しながら、子どもにとって「行くことが楽しい、自分の居場所となる」学校づくりをしていくことで、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が児童とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針(いじめ防止全体計画)を定める。

2. 基本的な考え方

本校では、人間的なふれあいを核とした指導を展開していく。このふれあいを通して基本的な生活習慣や集団で生活するときのルールなどを指導し、身につけさせる。一方で、「あいさつ」「掃除」といった基本的な事柄についても徹底して身につけさせていく実践を行ってきた。登下校指導、あいさつ運動、清掃活動、縦割り班活動など、児童の人間性及び社会性をはぐくむ教育活動を行っている。

いじめについては、平素より教師集団が、個々の児童たちの学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、児童の微妙な変化に対応している。そして、教職員が児童とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し取り組む必要がある。

3. いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他の関係者により構成される日常の教育相談体制、生活指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力の向上を図る校内研修など、年間指導計画を別に定める。

別紙2 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙3 組織的対応

4. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、例えば、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害をこうむった場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態にいたったという申し立てがあった場合は、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び人権擁護委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

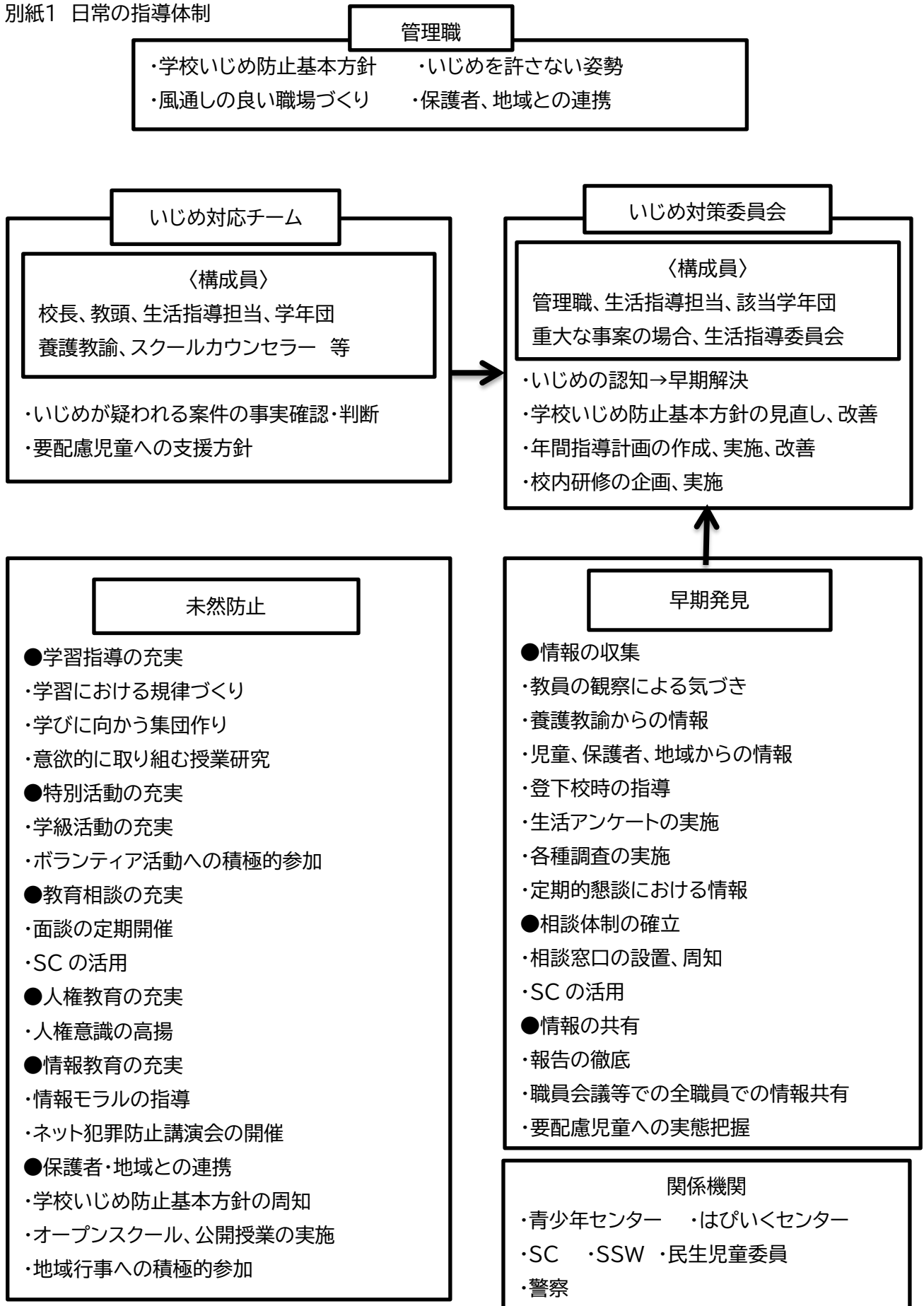
なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5. その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、個別懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等の地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

別紙1 日常の指導体制



別紙2 年間計画

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ対策委員会 指導方針・計画作成	前学年との情報交換 学級づくり 地域行事の参加	日頃の観察 個別懇談 生活指導委員会 生活アンケート
5月	保護者向け啓発(学校だより)	職員研修会 (いじめ防止基本方針)	生活指導委員会 生活アンケート
6月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 事案発生 いじめ対策委員会 生活指導委員会 </div>	理解教育	生活指導委員会 生活アンケート
7月			個別懇談 生活指導委員会 生活アンケート
8月			
9月		親子人権学習	生活指導委員会 生活アンケート
10月			生活指導委員会 生活アンケート
11月			生活指導委員会 生活アンケート
12月		人権集会	個別懇談 生活指導委員会 生活アンケート
1月			生活指導委員会 生活アンケート
2月			生活指導委員会 生活アンケート
3月		いじめ対策委員会 本年度まとめ	

職員夕会で共通理解



日常の観察・生活アンケート・教育相談・周りの児童生徒の訴え等の情報

情報を得た教職員

担任・学年主任・生活指導担当

校長・教頭

招集・指揮

いじめ対応チーム

報告・共通理解

適宜連絡

保護者

調査班編成
(学年主任・生活指導担当・担任・
養護教諭・SCなど)

職員会議

報告

共通理解

報告・事実関係の把握 (いじめの認知)

報告

西脇市教育委員会

報告

兵庫県教育委員会

支援

支援

指導方針の決定、指導体制の編成

対応班編成
(学年主任・担任・生活指導担当など)

対応班による
いじめ解消に向けた指導

連絡・相談

継続指導・経過観察

支援

解消

再発防止・未然防止活動

学校だけで解決
が困難な場合

【関係機関】

- 西脇警察
- はびいくサポートセンター
- 子ども家庭センター
- 青少年センター
- 学校教育課
- 学校支援チーム
- 学校医
- SSW
- など

①いじめに係る行為が止んでいること
②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと